

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子どもたちにゆたかな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっている。

さらに、就学援助受給者の増大にあらわれているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、所得の違いが教育格差につながってきている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

したがって、教育予算を国全体として、確保・充実させる必要があることから、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
文部科学大臣	松 野 博 一 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様

兵庫県丹波市議会

議長 太 田 喜一郎